

○水戸市使用料等審議会条例

平成16年3月30日

水戸市条例第3号

(設置)

第1条 本市が徴収する使用料,手数料,分担金その他の徴収金(以下「使用料等」という。)について,受益者負担の適正化を図るため,水戸市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は,市長の諮問に応じ,次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 使用料等の額の算定及び改定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は,関係機関の職員,学識経験者及び市民のうちから,市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は,2年とする。ただし,補欠により委嘱された委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に,委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は,審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は,会長を補佐し,会長に事故あるとき,又は会長が欠けたときは,その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は,会長が招集し,会長は,会議の議長となる。

- 2 審議会は,委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は,出席委員の過半数をもって決し,可否同数のときは,議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は,必要があると認めるときは,関係者の出席を求め,説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は,財務部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか,必要な事項は,別に定める。

付 則

この条例は,平成16年4月1日から施行する。